

# 令和5年度 鹿屋市テレワーク移住奨励金

テレワークを続けながら鹿屋市に移住する方に  
**最大75万円**の奨励金を交付します

## □ 事業概要

県外から本市へ移住し、テレワークにより従前の就労や事業を継続する方に奨励金を支給します。

## □ 補助対象者

1. 令和5年1月1日以降に、県外から本市に転入した上で就労要件を満たしていること。
2. 転入日において、60歳未満であること。
3. 転入日の前6か月以上継続して県外に住民登録があること。
4. 申請後、3年以上継続して本市に居住する意志があること。
5. 転入に際し、県外から本市に住民登録をしていること。
6. 鹿屋市移住支援金の交付を受ける者又は受けた者でないこと。

## □ 就労要件

1. 県外の企業に在職している被雇用者であって、テレワークにより当該就労を継続していること。
2. 県外で企業を経営している法人経営者であって、テレワークにより当該法人経営を継続していること。
3. 事業活動を行う個人事業主であって、テレワークにより当該事業活動を継続していること。

## □ 助成内容

### [支給額]

- 単身世帯 30万円
- 複数世帯 50万円
- ※18歳未満の世帯員がいる場合は、25万円を加算します。

### [注意点]

- 3年以内に本市から転出した場合は、奨励金の返還が必要になります。

## □ 相談・申請

鹿屋市役所 地域活力推進課

- 申請には要件があります。
- 空き家の紹介など、移住に関する様々なご相談に応じています。
- お気軽にお問い合わせ下さい。

地域活力推進課

0994-45-6930

chiiki@city.kanoya.lg.jp

